

会 議 録

会議の名称	第5回東村山市地域福祉計画策定委員会				
開催日時	平成24年2月23日(木) 午後7時00分～9時00分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 河津英彦委員・橋本洋子委員・中山文人委員・龍野乗子委員・小澤進委員・松尾美智夫委員・濱田勲委員</p> <p>(市事務局) 菊池健康福祉部長、田中健康福祉部次長、今井子ども家庭部部長、小林子ども家庭部次長、和田地域福祉推進課長・鈴木高齢介護課長・中島健康課長・野口子ども総務課長・地域福祉推進課鳥越主査・新井主査・高齢介護課吉原係長・健康課菅野係長・子ども総務課空閑課長補佐</p> <p>●欠席者：山路憲夫委員・鈴木博之委員・遠藤てる委員・藤岡孝志委員・小杉真紗人委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議題</p> <p>(1) パブリックコメント回答</p> <p>(2) 地域福祉計画の検討</p> <p>4 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>健康福祉部地域福祉推進課計画担当</p> <p>担当者名 新井 泰徳</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線3183)</p> <p>ファックス番号 042-395-2131</p>				

会 議 経 過

3 議題

議題1 パブリックコメント回答について

(事務局 資料1について説明)

○委員長

パブリックコメント回答案についてご意見、ご質問はございますか。

○委員A

3番の協働について、東村山市では市民協働課があるため、そちらの表記も加えたらどうでしょうか。

○事務局

当市に市民協働課が設置されており、各所管の協働を推進するための支援を行う所管となりますので、回答にその旨を記載させていただきます。

○委員B

4番の「多様な問題を抱える家族の支援」については、具体的にどのような課題に対する質問なのかはわかっているのでしょうか。例えば、児童福祉で言えば、市の枠を超えて行うケースワーク会議も珍しくありません。そのような内容を具体的に答えた方が、読む方は分かりやすいのではないのでしょうか。

また、1番について、先日の児童育成計画推進部会の作業部会で、来年度に児童福祉に関する情報提供についての検討予算が付いたと伺いました。他の部署で同じ動きがあるのか、また、最近はWebで情報入手が簡便な方法として普及していますので、市の計画で記載できない「社協や民間独自での実施業務」についてWeb等での周知を行う等、書いたりはできないのでしょうか。

○事務局

記載方法について、関係所管と調整を行うなど検討させていただきたいと思えます。

○委員長

5番目で、回答案に「地域の最小単位である」と表現されていますが、家族は重要かと思いますが、一人で暮らされている方も多くいらっしゃることから、この文言は外したほうが良いと思います。

また、11番ですが、(今は抜けていますが)かつて閉じこもり高齢者を外に出していくためのNPOを立ち上げた時に、健康長寿医療センターの新海部長がこのことについて取り組んでおりました。「週3日以上外出しないと要注意、4日以上で閉じこもり」といった定義を作っており、「男性は元気なのに出不来、女性は体が悪くて出不来が多く、75歳を過ぎて家に閉じこもっていると急速に健康が低下し、医療費が増える」といったようなものかと思います。とすると、先ほどの事務局の説明ですと、見守りに重点が置かれ、誤解を受けますので、「家にいること

ではなく、外に出すことがいろいろな刺激を受けるし、活性化する」ということで「閉じこもりを無くそう」という主旨が分かるように文書を修正いただきたいと思います。

○委員A

市内5箇所の包括においても、サロン活動につなげるという動きが盛んになっており、私も関わっています。そのような点でも、地域に出そうという活動はされていると思います。

○事務局

これらニュアンスを文書に入れ、表現を修正させていただきます。

○委員A

21番目の要約筆記について、私も説明会等で要約筆記を見ることがありますが、文書を追っていくのが非常に難しいです。すべての会議に要約筆記を付けることは困難という回答ですが、大きな会議や講演会において「説明者がゆっくりと話す」ということも、一つのバリアフリーかなと思います。そのため、話をする人も「みんなにわかってもらおうという話し方」や、「簡潔な話し方」をしていくのもよいのではないかと考えます。

○委員長

同感です。要約筆記を目で追うと、どうしても筆記する方の主観でまとめられるため、(私の捉え方が違っているのかもしれませんが)私の捉え方と少し違っているのではと思うこともあります。ゆっくり話したり、要点だけでもペーパーにしたりと、総合的に考えるべきだと思います。市の限られた財源という回答のみではさびしく感じます。できれば予算は無いけれどもボランティアでやりますという人が出てきていただくとより良いかと思えます。

○委員C

2月16日の障害者部会でいただいた意見から、2点確認させていただきます。1番目の相談についての回答で相談機関との連携が記載されていますが、相談が多くなっていく中、連携のみでよいのか、人的支援などを具体的に記載できないのかという意見がありました。

次に、16番目では「就労支援室」等の対策が記載されていますが、市の障害者雇用の状況についての記載を具体的に記述すべきではないかという意見が出されました。これらについて、どのような考えをお持ちでしょうか。

○事務局

1番目の相談機関についての人的支援につきましては、市の施策の拡充にあたっては、市全体を見ながら、総合計画及びその実施計画に基づき行っていくので、今回の計画で拡充について明記いたしておりません。

また、16番目の回答につきましては、現在担当部局に確認中ですので、成案にあたっては雇用率を入れたうえで回答させていただきます。

○委員長

他にご意見はございますか。特に無いようでしたら、次の議題に入らせていただきます。

議題 2 地域福祉計画の検討

(事務局 資料 2 について説明)

○委員長

事務局より説明がありましたが、ご意見等ありましたらご発言願います。

○委員 D

3つほど意見をさせていただきます。昨年 8 月に障害者基本法の改正により手話は言語と盛り込まれました。東村山市民にも交流イベント等により手話が広がるようになれば良いなと思っています。計画上はどのようになっているのでしょうか。

2 点目は、手話だけ見ているのは大変であり、要約筆記と両方を見ることで内容がつかみやすいです。ですが、要約筆記の機械は高価で、プロジェクターやスクリーンなど必要です。地域福祉センターにはそのような機器があり、社会福祉センターにはないため、同じ機器を社会福祉センターにも設置してほしいです。

3 点目は、高齢者の部会において、耳が不自由な高齢者が増えているのではないかという状況を踏まえ、部会の中で何か話し合いが行われているのでしょうか。

○事務局

手話が言語であるということにつきましては、障害所管にも考え方は伝わっており、そのことも踏まえて障害者福祉計画を推進させていただきます。次にプロジェクターについてですが、私の方では、どの施設にどのような機器が設置されているかを詳しく把握しておりませんので、このような意見があったということをお踏まえ、状況を確認させていただきます。最後に、高齢者の部会における検討内容についてですが、現状では、耳の不自由な方に特化した議論は行われておりません。高齢所管に対して、このようなご意見があったということをお伝えさせていただきます。

○委員 C

これらのご意見について、障害者部会の中でもご発言いただければ、他の委員とも共有できたと思いますので、次年度からの計画推進にあたり、障害者部会の中で様々なご意見をいただきたいと思っております。

○委員 E

本文中の※印は注釈だと思いますが、同じ法令名でもすべての箇所についているわけではないようです。どのような基準でつけているのでしょうか。

○事務局

はじめに、今回の資料には用語集が付属しておらず申し訳ありません。現在作成中となります。なお、設置の基準については各計画で説明が必要な文言が「最初に

出てきたとき」に※印をつけるように考えております。

○委員A

P.3本文中、2行目で「個人の自由と、」ありますが「個人の自由や、」の方が文章的につながるかと思います。また、5行目で以前の文章では「課題が多様化しています」というものがありましたので、そのニュアンスがあった方が分かりやすいと思います。

○事務局

文書表現につきましては、ご意見を参考に整理させていただきます。

○委員C

5行目で「虐待やひきこもり」という表現がありますが、障害者にとっては「差別」という問題もあります。差別という表現について、ここに記載することはどうなのかご検討願います。

○委員B

実際に見聞きする問題ではありますが、個人個人の意識の問題なので記載については難しい問題かと思います。

○委員長

現実的に差別はあるかと思いますが、差別という言葉は、逆に言うと刺激的であり、言葉が独り歩きすることもあるかもしれません。

○委員D

私は差別と偏見という言葉を入れた方が良いのではないかと思います、合わないでしょうか。いかがでしょうか。

○委員B

差別や偏見は、1対1の人間同士で「差別しています」と明確に言えることは少なく、意識の問題でもあり罰則もないため、行政として「差別や偏見をしていますね、いけません」とすることは難しいと思います。行政や私たちがやるべきことは、実際の課題に対して1対1で対応していくことと、差別や偏見そのものが全体的になくなるような仕向け方をする。そのための方策を練り、実行に移すことだと個人的には考えます。

○委員D

分かりました。

○委員長

実態としてはいろいろなものがあるかと思いますが、表現のむずかしさがあるかと思います。

○委員B

この文章ですが、句点と並列点の使い方を分けた方が良いと思います。5行目を

「待機児童の増加や、子どもや高齢者・障害者等に対する虐待や、ひきこもり・閉じこもり」というように使い分けないと、どこで文章が切れるのかが分かりづらいと思います。

○事務局

ご意見をいただいた中で、事務局の方で修正点を検討させていただきます。

○委員 F

P. 14～15 について、表題を「健康、医療」としてありますが、ここでの主旨は「医療保険」になるかと思いますが表題がなじまないと思います。また、P. 15 は国保疾病統計かと思いますが、23 年 5 月分となっています。これについて 1 年分の資料は無いのですか。(事務局：ありません)

単月だけの疾病統計は、例えば 5 月に重病の手術をした場合に医療費があがってしまうなど、比較対象として考えるにはどうかと思います。

また、これは疾病統計のやり方になるかと思いますが、病名についても「精神および行動の障害」など、市民の方が見ると、どのような病名がここに入ってくるのかが分かりづらいと思います。これらの理由から、この表のあり方について検討をお願いしたいと思います。

○委員 B

P. 14 の文章の中で主語が分かりません。「医療費が 2 億」とありますが、3 割負担なのか 10 割をとらえての数字なのか等、どのような考え方で捉えているのかが分かりづらいです。また、5 月診療での比較は季節性の疾病等が入らないためなのかと思いますが、公平性が担保されていないと感じました。

○委員 F

冬場などもとってほしいが、コストなどもかかることからやっていないのでしょうか。

○事務局

データについて十分な確認ができておらず申し訳ありません。個々の部分の表記について、表を掲載するか否かも含めて、健康所管と協議して、3 月 8 日の保健福祉協議会に提出させていただきます。

○委員 C

表と図表に関して、例えば P. 11 について上の表の総人口で「平成 18 年」「19 年」となっており、グラフでは「平成 18」「19」という省略表記になっている。これはどのような考えたのでしょうか。また、P. 14 の 22 年の合計特殊出生率が空欄の理由は何でしょうか。

○事務局

表やグラフの表記について、特に全国的な決まり事はないのですが、一部をあえて省略することで「見やすく」つくっていくことが最近は一般的になっているようです。また、合計特殊出生率については製本にあたり最新の数字を記載させていただきます。

○委員E

P. 11 の表の単位ですが、このままでは世帯数の単位も「人」となってしまうため、表記を修正した方が良いと思います。

○事務局

訂正させていただきます。

○委員長

P. 16 の財政については、こういう内容ということは分かるのですが、あえて多摩地域と東村山市の民生費が書いてあると、東村山市の民生費がなぜ高いのかという疑問が素朴に出ます。この辺は説明できるのでしょうか。高齢者の比率が高いなどあるのですか。

○事務局

一言で説明することは困難ですが、高齢化率が高いこと等により、予算における義務的経費の割合が高いため等です。

○委員長

それらの理由は、本文中には書きづらいため、事実をそのまま理解していただくしかないということですね。

○委員C

P. 27 の表で事業者調査の抽出方法が記載されていないので、全数調査などの記載をお願いします。

○委員長

あわせて、表の左上「区分」とあるところについて、場所により斜線であったり文字であったりするため、整理をお願いします。

○事務局

訂正させていただきます。

○委員B

P. 24、25 等について、例を挙げますが、右側の表において障害者施設に「東京都福祉園」があり、次世代育成関連施設に「萩山分校」があります。萩山分校は、地域の方々の実感としては「萩山実務学校」として把握しています。表記の仕方ですが、障害施設の分野では東村山福祉園にして、次世代の分野では萩山分校としてあるように、カテゴリズにより変わってきてしまうことについて、どこで線引きすべきかご検討ください。

さらに言いますと、実務学校で夏祭りを行ったり、福祉園でお祭りを行ったりしていることを周知していただきたいと考えています。また、例でいうと福祉園では療育相談を行っていますが、そのことは福祉園を詳しく調べると分かりますが、多くの方は知りません。

そのような内容が計画書に記載できないことは分かりますが、ここで完結できな

い内容については、「社協の地域福祉計画を見ましょう」とか、「参考文献的なもの（Webのここを見ましょう等）」というのを、本計画書のどこかに記載できないものでしょうか。

○事務局

所管の中で、各施設でどのようなことを行っているか、すべてを把握しているところはありませんので、参考文献的な記載方法を資料編で行えるか等について、検討させていただきます。

○委員B

わかるものだけでも記載していただきたいと思います。それにより、次回以降の改定の際にさらに検討ができると思います。

○委員A

P.25の施設種別について、福祉園が「知的障害者施設」とありますが、児童も対象としているため「者・児」ではないでしょうか。

○事務局

種別の記載について再度見直しをさせていただきます。

○委員長

次に第2編についてご意見がありましたらお願いします。ここの基本理念については、前回委員から提案のあり、この会として修正の検討をお願いしました「つながあい」を「つながりあい」というものは、事務局で検討されたところ、変更は行わないということによろしいでしょうか。

○事務局

提案をいただいた後、庁内の計画策定体制にあります地域福祉計画庁内会議幹事会にて検討させていただき、現行どおりとさせていただいたところです。

○委員長

基本理念についてですが、P.31の3つめのパラグラフにおいて、「お互いにつながるための」とあるのを、「お互いにつながりあうための」と関わり合いを含めた表現に訂正いただければと思います。またあわせて、下の点線で囲まれた部分について、「認め合い」の部分では「お互いに理解をしあう」より「理解しあう」のほうがよいかなと思います。また、「支えあう」の部分では、参加と担い手では意味が異なるため、「当事者が参加し、福祉の担い手となる」に文書を修正いただきたいと思います。

○委員E

基本理念では「認めあい」がひらがなですが、P.33の施策の方向では「認め合う」と漢字になっています。使い方は同じかと思いますが、表記の確認をお願いします。

○委員長

P. 36 の権利擁護の部分で「障害のある方」とあるのを、前頁と同様に「障害のある人」へ統一をお願いします。

○事務局

修正させていただきます。

○委員 A

全体のページの構成ですが、文字の大きさや、割り付けはこのままいくのでしょうか。例えば、P. 32 で基本目標の文字を大きくということや、P. 33 で施策の方向をカッコでくくらないほうが見やすいのではないかということです。

○事務局

この後、最終的にページ下部に音声読み上げバーコードを付ける関係で、レイアウトの変更を予定しています。その際に修正させていただきます。

○委員 C

P. 31 下部で基本理念の単語の説明がありますが、「つなぎあい」の部分で「地域福祉が推進されていく」とありますが、この理念全体で「地域福祉の推進」を図るものであり、ここでの説明でこの言葉が出てくることに違和感があります。ここでは「相互の信頼関係を推進していく」といった記載とし、3つの理念に沿って地域福祉を推進してくような文章のほうが良いのではないのでしょうか。

○事務局

ご意見をもとに修正させていただきます。

○委員 E

P. 35 で食育運動について記載されていますが、「子どもの頃からの食習慣の定着」とありますが、良いも悪いも食習慣と言いますので、上にある「よい」や「バランスのとれた」といった表現を入れた方が適切だと思います。また、第1章で「小さい頃」という表記があったため、この「子どもの頃」という表記とあわせて整理していただければと思います。

○事務局

ご意見をもとに修正させていただきます。

○委員 A

P. 40 の相談体制等の整備で、ワンストップサービスと福祉総合相談窓口とありますが、内容について分かりやすく、具体的に記載した方が良いのではないのでしょうか。これら2つのサービスはどのように違うのでしょうか。ワンストップサービスは「相談体制」とは言えないのではないのでしょうか。そうだとしたら項目を分けるなどの対応も必要ではないのでしょうか。

○事務局

ワンストップサービスは行政手続きを一つの窓口で行えるといったもので、例え

ば転出時に市民課の窓口だけで手続きが済むといったものです。総合相談窓口は一つの窓口で相談を受けることで、適切な関係機関へつなぐ等の対応を可能とするものです。今回、ワンストップサービスについては市の行財政改革大綱の中でも全庁的に取り組むことになっており、福祉所管単独で取り組むものでは無いこともあり、項目を分けずに「相談体制『等』の整備」としてここに記載させていただいたところではあります。

○委員B

もし、このまま活かすとしたら「ワンストップ」と「総合相談窓口」の説明を逆にすると、印象が全然変わると思います。

○事務局

ご意見をもとに修正させていただきます。

○委員A

P. 39 に地域福祉における協働のあり方が記載されていますが、東村山市の市民協働課はこのなかでどのような役割を果たしていくのでしょうか。

○事務局

市民協働課は、各所管と市民が協働を行うための支援を行う所管になります。計画のなかでも「主体的な活動や地域コミュニティ活動の活性化」等について、第4次総合計画でも推進支援を行うとされていますが、市民協働課を中心として検討が進められていくこととなります。所管名を記載することについては計画書の校正として適正かも含めて検討させていただきます。

○委員A

具体的にやっている所管があれば、そのような表記を積極的に行うことで、より推進されていくのではないのでしょうか。

○委員B

P. 44 で高齢、障害の推計値が出ていますが、児童の推計を行うことは無理でしょうか。

○事務局

児童の推計については今回行っておりませんので、現行のレインボープランで記載されている 26 年度までの推計値を引用させていただき、追記させていただきたいと思います。

○委員C

P. 33 施策の方向で「個性を尊重し可能性を伸ばす環境の整備」とありますが、個性というのは良いも悪いもいろいろあります。そのため、「人格を尊重し」または「互いに尊重し」といったような表現などに修正は可能でしょうか。「個性」という言葉が少し引っかかるのですが。

○事務局

こちらについては、個別計画の検討をこの表現で行ってきたこともあり、可能でしたらこの表現を採用したいと考えております。

○委員長

個性の問題については、乙武氏の本で「障害は個性」という表現があり、それに対しては議論もありました。「属性ではあるが個性とするのはどうか」という意見があることも確かです。このことについて、慎重に検討した方が良いということもあります。これについては、先ほど事務局より、これまでの検討経過を受け個別部会で協議が進んでいるというお話がありました。

○事務局

可能でしたらこちらの表現で進めたいと考えております。

○委員E

P. 41 福祉人材育成プロジェクトの4行目で「企業（福祉事業者）」とありますが、「等」をいれることは可能でしょうか。例えば秋草短大では所沢市と西武鉄道で協力し、駅ボランティアというものをしています。これらは普通の企業になりますので、福祉事業者に限定しないということで、「企業（福祉事業者等）」としてはどうでしょうか。

○委員長

本日が検討いただく最終回となります。お気づきの点があればお願いします。よろしいでしょうか。

地域福祉計画の策定にあたり、ご協力いただきありがとうございました。以上で地域福祉計画策定委員会の全日程を終了させていただきます。

以上